

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2020年度）

住 所 京都市右京区嵯峨明星町
1番地の1
事業者名 京都バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
取締役社長 吉本直樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	2019年度は8台導入済み、2020年度7台、2021～23年度5～7台を導入、更新予定	2019年度は8両導入

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ターミナル等のりばでの案内業務	多客期においてターミナルや観光地でのバスのりばに係員を配置し、旅客の案内業務を実施する	多客期に計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車内後部案内モニターの設置 ・行先表示器のカラーLED化	・車内のカラー液晶案内表示器を乗合全車両最前部に設置し、それに加え車両後部にも既に73両設置しているが、今後新車導入時に順次拡充する ・新規乗合車両にはカラー行先表示を採用する	・昨年度は車両後部案内モニター導入車両が6台増加し、合計73台となった ・また新車8両全車にカラーLEDの行先表示器を導入した

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の対応技術の向上	運行管理者及び指導運転士の5名について交通サポートマネージャー研修を受講させ、帰社後バリアフリーの基本知識を拡げるため乗務員の個別指導を実施する	要員不足による業務多忙につき、受講は3名に留まった

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

京都駅C3のりばにおいて、歩道横断防止柵の切れ目が旧来のバスの扉位置に合わせており、現在のノンステップバスの位置に合致していなかったが、2020年1月末に柵切り工事を実施し、扉位置と柵の切れ目が合致するようになった。

(3) その他

移動等円滑化における車両の整備に関する業務は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設に関する事項は運輸部営業課、教育訓練に関する事項は運輸部安全推進担当が担当し、運輸部長が全体を統括する。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの
前年度車 両数	113	97	20	77	4		4	12	0			12		
年度内に 供用を開始した車 両数	8	8	8		0			0	0					
年度内に 供用を廃止した車 両数	8	5	1	4	0			3	0			3		
年度末車 両数	113	100	27	73	4	0	4	9	0			9		

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。